

その価格により入札した理由書

件名：令和元年度 社会資本整備総合交付金(公園)工事
業者名：神稲株式会社
住所：長野県飯田市主税町18番地

項目	内容
1 その価格により入札した理由	当該工事において弊社がその価格により入札した理由は以下の通りです。 ①直接工事費について ・弊社の施工経験及び現場踏査に基づく当該箇所の施工難易度を勘案したうえで、弊社見積と経験豊富な下請け予定の協力業者の見積を精査し金額を計上しました。 ②共通仮設費について ・当該施工地域に中信支店を有し、現場環境は熟知しております。施工状況を想定し、特に周辺環境・安全対策に留意し余裕を持って計上致しました。 ③現場管理費について ・工程に応じた技術者の配置人員の調整によりコストダウンを図ったうえで、適切な品質・出来形・工程・安全管理を行います。 ④一般管理費について ・当該工事に対する受注意欲と照らし合わせ、企業運営に必要な経費を必要最低限ではありますが計上しました。
2 契約工事に関連する手持ち工事の状況	当該工事に関連する手持ち工事はございません。
3 過去10年間に施工した主な公共工事20カ所の工事名、発注者、工事成績評点	別紙

記載要領

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査様式1 その価格により入札した理由書

1. 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況等の面から記載する。
2. 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する（以下の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）
3. 手持ち工事の状況は、国、長野県及び県内市町村発注の契約対象工事と同種又は同類（建設業法の業種区分）の手持ち工事を記載する。添付資料として、当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。
4. 過去10年間に施工した主な公共工事ヶ所は、過去10年間に元請として施工した長野県発注の同種工事の実績について記載する。この際、低入札価格調査および重点確認調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する。また、各工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。
5. 当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

工事調査様式-1(別紙)

	発注者	工事名	工事箇所	評定点	予定価格	入札金額	落札率%	備考
1	飯田建設事務所	平成23年度 社会資本整備総合交付金(活力創出基盤整備)工事	(国)152号 飯田市 小道木バイパス(小道木2号橋A1橋台)	89点	190,460,000	164,500,000	86.4	低入調査
2	長野県知事	下伊那農業高校耐震改修工事	飯田市鼎	85点	42,610,000	40,900,000	96.0	
3	飯田建設事務所	平成23年度 社会資本整備総合交付金(活力創出基盤整備)工事	(国)151号 下伊那郡阿南町 新野峠バイパス2工区	81点	76,150,000	68,400,000	89.8	
4	木曾建設事務所	平成23年度 社会資本整備総合交付金(活力創出基盤整備)工事	(一)上松南木曾線 木曾郡上松町登玉~和村23-1工区	87点	75,870,000	66,800,000	88.0	
5	飯田建設事務所	平成25年度 社会資本整備総合交付金(道路)工事	(国)152号 飯田市 小道木バイパス(小道木1号トンネル)	82点	476,160,000	392,850,000	82.5	低入調査
6	飯田建設事務所	平成25年度 社会資本整備総合交付金(道路)工事	(国)152号 飯田市 和田バイパス2工区(4)	81点	73,430,000	66,670,000	90.8	
7	長野県知事	木曾合同庁舎耐震改修工事	木曾郡木曾町福島	86点	460,830,000	394,000,000	85.5	
8	木曾建設事務所	平成25年度 道整備交付金(代行)工事	(町)川向榑野線 木曾郡南木曾町川向25-3工区	82点	121,350,000	111,300,000	91.7	
9	飯田建設事務所	平成26年度 防災・安全交付金(修繕)災害防除・防災・安全交付金(防災)災害防除合併工事	(国)151号 下伊那郡阿南町 落合	83点	98,380,000	88,660,000	90.1	
10	飯田建設事務所	平成26年度 防災・安全交付金(道路)工事	(国)418号 飯田市 飯島2工区	83点	140,540,000	126,490,000	90.0	
11	木曾建設事務所	平成27年度 道整備交付金(代行)工事	(町)川向榑野線 木曾郡南木曾町川向27-1工区	85点	92,340,000	86,700,000	93.9	
12	飯田建設事務所	平成27年度 防災・安全交付金(交通安全)工事	(主)飯島飯田線 飯田市 上黒田	81点	25,280,000	22,270,000	88.1	低入調査
13	長野県知事	伊那文化会館外壁改修工事	伊那市西町	84点	21,080,000	20,000,000	94.9	
14	飯田建設事務所	平成27年度 防災・安全交付金(道路)工事	(主)伊那生田飯田線 下伊那郡松川町 宮ヶ瀬橋	86点	96,310,000	89,110,000	92.5	
15	飯田建設事務所	平成27年度 社会資本整備総合交付金(住宅)工事	(主)飯島飯田線 飯田市 切石~北方3工区	80点	65,990,000	61,040,000	92.5	
16	飯田建設事務所	平成28年度 国補ダム建設(治水ダム)工事	松川ダム(再開発)飯田市 松川ダム2工区	83点	154,520,000	142,930,000	92.5	
17	飯田建設事務所	平成28年度 防災・安全交付金 総合流域防災工事	(一)円悟沢川 飯田市 丸山2工区	86点	111,720,000	99,060,000	88.7	低入調査
18	木曾建設事務所	平成29年度 地方創生道整備推進交付金(代行)工事	(町)川向榑野線 木曾郡南木曾町川向29-1工区	83点	162,100,000	145,650,000	89.9	低入調査
19	飯田建設事務所	平成29年度 国補ダム建設(治水ダム)工事	松川ダム(再開発)飯田市 松川ダム1工区	85点	185,020,000	171,160,000	92.5	
20	飯田建設事務所	平成29年度 防災・安全交付金(通常砂防)工事	(砂)辛抱洞 下伊那郡高森町 大島山(鷹の沢)	89点	87,430,000	81,000,000	92.6	

低入札価格調査に該当した工事は、備考欄に「低入調査」を記載。

工事調査様式－1（別紙）

1. 過去10年間に施工した主な公共工事ヶ所は、過去10年間に元請として施工した長野県発注の同種工事の実績について記載する。この際、低入札価格調査および重点確認調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する。また、各工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。

工事調査表－1 積算内訳書(低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

積算内訳書

工事名	令和元年度 社会資本整備総合交付金(公園)工事							
工種	単位	入札時				工事完成時		
		予定価格		当初入札額		最終契約額	最終実績額	
		金額(a)	備考	金額(A)	備考	金額(C)	金額(B)	備考
直接工事費	1式	42,573,002		41,857,829				
共通仮設費	1式	2,196,023		2,213,973				
純工事費	1式	44,769,025		44,071,802				
現場管理費	1式	6,536,566		3,825,000				
工事原価	1式	51,305,591		47,896,802				
一般管理費等	1式	7,214,409		4,803,198				
工事価格合計	1式	58,520,000		52,700,000				
消費税	1式	5,852,000		5,270,000				
工事費計	1式	64,372,000		57,970,000				

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－1 積算内訳書

1. 調査表2の総括表として作成する。
2. 予定価格欄は開札後発注者が公表する「開札後公表設計書」の金額を記載する。

工事調査表－２ 工事費内訳書(低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

工事費内訳書

令和元年度 社会資本整備総合交付金(公園)工事												
工事名	入札時											
	予定価格(竣工時に記載)			当初入札額			最終契約額	最終実績額			(b)/(a)	(b)/(a)が0.95～1.05を外れる場合その理由を記入
	数量	単位	金額	数量	単価(a)	金額(A)	金額(C)	数量	単価(b)	金額(B)		
建築工事	1	式	28,200,174	1	式	24,595,006						
電気設備工事	1	式	2,218,776	1	式	2,101,700						
機械設備工事	1	式	12,154,052	1	式	15,161,123						
直接工事費	1	式	42,573,002	1	式	41,857,829						
共通仮設費	1	式	2,196,023	1	式	2,213,973						
純工事費	1	式	44,769,025	1	式	44,071,802						
現場管理費	1	式	6,536,566	1	式	3,825,000						
工事原価	1	式	51,305,591	1	式	47,896,802						
一般管理費等	1	式	7,214,409	1	式	4,803,198						
工事価格計	1	式	58,520,000	1	式	52,700,000						
消費税	10	%	5,852,000	10	%	5,270,000						
工事費計	1	式	64,372,000	1	式	57,970,000						

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－2 工事費内訳書

1. 入札時に提出した工事費内訳書に対応する内訳書とする。予定価格欄は、低入札価格調査時は空欄とし、しゅん工届提出時に公表設計書の金額を記載する。
2. 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
3. 調査対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上するものとする。
4. 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者（入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう以下同じ。）等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。
5. 自社従事者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
6. 現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。このうち、技術者及び社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。
7. 一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。
8. 入札者の申込みに係る金額が、調査対象工事の施工に要する費用の額（上記3の定めに従って計上したもの）を下回る場合は、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
9. 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割」等の名目による金額計上は行わないものとする。
10. (b)/(a)が0.95～1.05を外れる場合、具体的かつ計数的に理由を記入する。

添付書類

1. 本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領6により別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去3月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去3月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。
2. 上記1の添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。
（注）本様式は、積算内訳書として提出するものとする。

工事調査表—3 手持ち資材一覧(主要資材) (低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

手持ち資材一覧(主要資材)

工事名	令和元年度 社会資本整備総合交付金(公園)工事												
	品名	規格・型式	単位	使用工種等	入札時				工事完成時(実績)				備考 (市場単価を記入)
					手持ち数量	単価	本工事での 使用予定量	不足数量の 手当方法	手持ち数量	単価	本工事での 使用量	不足数量の 手当方法	
手持ち資材はなし。													

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日(低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時)までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる(この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。)
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ(工事調査様式1～2、工事調査表1～8)により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表—3 手持ち資材一覧

1. 本様式は、調査対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。
2. 「単価」の欄には、手持ち資材の原価を記載する(調査対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。)例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真(調査対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分(固有番号等)付近に貼付してその付近を撮影したもの及び資材全体が分かるように撮影したもの)を添付する。
2. 本様式に記載した手持ち資材について、調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付する。

各様式共通

調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。

提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。

各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）

調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－4 資材購入先一覧

「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等。また、取引年数を括弧書きで記載する。

手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は、製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る）を「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

添付書類

購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。

自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－5 手持ち機械一覧

1. 本様式は、調査対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。
2. 「単価」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する（調査対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む）を調査対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真（調査対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び機械全体が分かるように撮影したもの）を添付する。
2. 過去1年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が調査対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面を添付する。
3. 本様式に記載した手持ち機械について、原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、取得価格、評価額等の明細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額（当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む）を明らかにした書面を添付する。

工事調査表一六 従事者の確保計画(低入札価格調査通知日の翌日から2日以内およびしゅん工届提出時に提出)

従事者の確保計画

工事名		令和元年度 社会資本整備総合交付金(公園)工事						(B)/(A)	(B)/(A) <1の場合 その理由を必ず記入 (* 下請けへのしわ寄せと判断され た場合は、工事成績が減点されま す)
工種	職種	入札時			工事完成時				
		単価 (A)	員数	下請け会社名 下請け会社との関係 等	単価 (B)	員数	下請け会社名 下請け会社との関係 等		
直接仮設	とび工	23,900	17	(株)三和リース					
	普通作業員	19,400	6	協力会社① 5年					
土工	特殊作業員	22,500	4	(有) 塩尻建友					
	普通作業員	19,400	5	協力会社② 18年					
地業	特殊作業員	22,500	1	(有) 塩尻建友					
	普通作業員	19,400	1	協力会社② 18年					
地業	特殊作業員	22,500	1	中南信コンクリート圧送市事業協同組合					
	普通作業員	19,400	1	協力会社④ 8年					
地業	型枠工	22,700	7	(有) 塩尻建友					
	普通作業員	19,400	1	協力会社② 18年					
鉄筋	鉄筋工	23,600	31	(株)萩野鉄筋加工センター					
				協力会社③ 15年					
コンクリート	普通作業員	19,400	4	(有) 塩尻建友					
				協力会社② 18年					
コンクリート	特殊作業員	22,500	2	中南信コンクリート圧送市事業協同組合					
	普通作業員	19,400	2	協力会社④ 8年					
型枠	型枠工	22,700	83	(有) 塩尻建友					
				協力会社② 18年					
鉄骨	溶接工	26,200	52	松田鐵工(株)					
	鉄骨工	24,200	22	協力会社⑤ 32年					
防水	防水工	25,100	3	(株)ケーツ					
				協力会社⑥ 35年					
防水	塗装工	23,800	2	(株)フルハタ					
				協力会社⑦ 27年					
タイル	タイル工	21,600	43	(株)シダ伊那店					
				協力会社⑧ 20年					
木工	大工	25,000	15	(株)木商					
				協力会社⑨ 7年					
屋根及びとい	板金工	25,100	27	綿半ソリューションズ(株)					
				協力会社⑩ 35年					
金属	内装工	26,900	7	(株)ヤクモ					
左官	左官工	22,800	6	(株)シダ伊那店					
				協力会社⑧ 20年					
左官	塗装工	23,800	7	(株)フルハタ					
				協力会社⑦ 27年					
建具	サッシ工	24,400	22	丸山硝子(株)					
	硝子工	24,900	3	協力会社⑪ 13年					
塗装	塗装工	23,800	4	(株)フルハタ					
				協力会社⑦ 27年					

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－6 従事者の確保計画

1. 自社従事者と下請従事者とを区別し自社従事者については労務単価、員数とも（ ）内に外書きする。
2. 「労務単価」の欄には、経費を除いた従事者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。自社従事者に係る労務単価については、調査対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっても、当該自社従事者に支払う予定の賃金の額を記載する。
3. 「員数」の欄には、使用する従事者の延べ人数を記載する。
4. 「下請会社名等」の欄には、従事者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等。取引年数を括弧書きで記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した自社従事者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
2. 自社従事者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。

各様式共通

調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。

提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。

各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）

調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－7 工種別従事者配置計画

本様式には調査表－6の計画により確保する従事者の配置に関する計画を記載する。

「配置予定人数」欄は、長野県が公表する職種のうち必要な職種について記載する。

添付書類

本様式に記載した自社従事者の職種ごとの配置計画を添付する。

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～9）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表－9 配置予定技術者

1. 配置を予定する主任技術者、監理技術者、現場代理人及び低入札価格調査による別途配置技術者について記載する。

添付書類

1. 記載した技術者等が自社で雇用する社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。
2. 記載した技術者が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。